

公益財団法人岡山市町村振興協会 研修・研究支援事業実施要綱

改正平成30年4月1日

平成24年4月1日

要綱第9号

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人岡山市町村振興協会（以下「この法人」という。）が、県内の市町村が行う研修又は研究事業に対し、この法人の市町村振興事業助成に関する規程第3条第1項に基づき、予算の範囲内において財政支援を行い、もって市町村の人材育成に寄与することを目的とする。

(対象事業)

第2条 支援対象事業は、県内の市町村又は市町村職員等で構成される各種団体若しくは協議会が、研修又は特定テーマに基づく研究を実施する等の事業で、次の各号に掲げる事項を目的とするものとし、その実施計画について実施されるものをいう。

- (1) 職場のマネジメントに関するもの
- (2) 企画立案能力向上に関するもの
- (3) 政策形成能力育成に関するもの
- (4) 住民との協働に関するもの
- (5) 専門職の能力開発に関するもの
- (6) その他市町村の人材育成と喫緊の課題等に関するもの

(実施形態及び支援の内容)

第3条 実施形態及び支援の内容は、次のとおりとする。

実施形態	支援内容	支援限度回数
(1)単独の市町村（指定都市を除く。）が前条に掲げる研修を実施する場合	支援事業に要した経費のうち、 ① 講師料 ② 講師旅費	それぞれ当該年度内に4回を限度とする。
(2)複数の市町村が合同で前条に掲げる研修を実施する場合		
(3)市町村又は市町村の職員等で構成する団体、もしくは協議会等が前条に掲げる研修を実施する場合	③ 講師宿泊費 ④ 会場借上費 を助成するものとする。	当該年度内に2回を限度とする。
(4)特定の目的のために概ね5名以上の市町村の職員等により構成された研究会が、自主的に研究活動に取り組む場合	ただし、1回の申請につき、200,000円（税込）を限度とする。 なお、2日以上連続する研	それぞれ当該年度内に2回を限度とする。

	修・研究の実施にあたって、 研修内容及び受講生が同一の 場合は1研修科目とみなす。	
--	-------------------------------------------------	--

2 削除

3 前項第1号及び第2号に該当する研修は、1研修当たりの研修時間が4時間以上のものを助成対象とする。

(研修・研究対象者等)

第4条 研修・研究対象者は、原則として市町村職員とするが、幅広い人材育成を目指すことから、市町村が50%以上出資する団体等の職員のほか、県外の市町村職員や県職員、NPO法人職員、あるいは地域住民との合同研修も考慮することとする。

なお、その場合は、参加市町村の職員が3分の1以上参加していることを要件とする。

(申請)

第5条 支援事業を実施しようとする者は、研修・研究支援事業申請書(様式第1号)を次の期限までに、理事長に対して提出しなければならない。

区分	研修・研究実施予定日	申請期限
第1期	4月1日～ 5月31日	3月31日
第2期	6月1日～ 7月31日	5月31日
第3期	8月1日～ 9月30日	6月30日
第4期	10月1日～ 11月30日	8月31日
第5期	12月1日～ 1月31日	10月31日
第6期	2月1日～ 3月31日	12月31日

2 前項の申請にあつては、予算書の写し、経費見積書及び年間計画書を添付しなければならない。

3 第3条第1項第3号及び第4号における実施にあつては、研修又は研究活動開始3カ月前までに助成認定願、会則及び名簿を理事長に対して提出しなければならない。

(事業の決定)

第6条 理事長は、前条第1項の規定による研修・研究支援事業の申請があつた時は、内容を審査のうえ、決定し、支援事業助成決定通知書(様式第2号)を前条第1項の申請をした者に対して通知するものとする。

2 事業を実施しようとする者は、前項の決定後に実施年月日以外に変更が生じる場合は、速やかに支援事業変更・中止申請書(様式第2号の2)に関係書類を添付して提出し、理事長の承認を受けなければならない。

(実績報告書及び請求書の提出)

第7条 前条第1項の決定を受けた者は、支援事業の終了後2週間以内に、支援事業実績報告書(様式第3号)、委託契約書等の写し及び請求書(様式第4号)を理事長あてに提出しなければならない。

(経費の支払い)

第8条 理事長は、前条に基づき請求のあった金額について、当該年度の3月末までに一括して支払うものとする。ただし、第6期に実施したものについては、5月末までに支払うものとする。

2 第3条第1項第4号にあっては、この法人が直接請求者へ支払うものとする。この場合において、当該支払いは、前条の請求書が提出された月の翌月に支払うものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。